

# 児童扶養手当

## 特別児童扶養手当

次の要件に該当し、また手当を受けていない方は申請をしてください。ただし、所得制限があります。

### 児童扶養手当

〔支給対象となる方〕市内在住で、次のいずれかに該当する方を養育している母親または養育者  
 ①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父が重度の障害をもつ児童④父が生死不明の児童⑤父に1年以上遺棄されている児童⑥父が1年以上拘禁されている児童⑦婚姻によらないで生まれた児童  
 ただし、母親・養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給できるほか、児童が父親に支給される年金の加算対象

### 特別児童扶養手当

〔支給対象となる方〕市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父  
 ①知的障害(愛の手帳1〜3度程度)がある児童②身体に障害(身体障害者手帳1〜3級程度)がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童  
 ただし、対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります

### 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要な書類です。提出がないと12月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。  
 認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。子育て支援課(市役所2階)へ提出してください。  
 なお、6月中旬に手当の支給開始から5年等が経過した方のみに送付している「一部支給停止適応除外事由届書」

3度程度)がある児童②身体に障害(身体障害者手帳1〜3級程度)がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童  
 利用ください  
 ※市民税未申告の方は所得確認ができないため、支給停止となる場合があります。課税課(市役所2階)で申告を済ませた上で、現況届を提出してください。  
 詳しくは同課係 ☎ 470・7736へ。

も、現況届と一緒に提出していただきます。  
 【申請受け付け期間】児童扶養手当が8月7日(金)〜20日(木)、特別児童扶養手当が8月11日(火)〜25日(火)。時間はいずれも午前8時半〜午後5時。なお、8月18日(火)〜20日(木)は、午後8時〜0・7736へ。  
 詳細は同課係 ☎ 470・7736へ。

国民健康保険限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します  
 ①70歳〜74歳の被保険者で市民税非課税世帯の方  
 申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。  
 この「認定証」を保険医療機関等に提示することにより、入院時に支払う自己負担限度額を超え、非課税世帯の方は、

母子福祉資金貸付事業、  
 高等技能訓練促進費事業の一部を改正します

都営住宅の入居者を募集します。申込資格等、詳細は募集案内をご覧ください。  
 【募集種別】①家族向(ポイント方式)②単身者向(単身者用車いす使用者向・シルバニア住宅)③事業再建者向定期使用住宅  
 【募集案内の配布期間】土曜・日曜日を除く、8月3日

都営住宅の入居者を募集します。申込資格等、詳細は募集案内をご覧ください。  
 【募集種別】①家族向(ポイント方式)②単身者向(単身者用車いす使用者向・シルバニア住宅)③事業再建者向定期使用住宅  
 【募集案内の配布場所】市都計画課(市役所5階、上の原・滝山・ひばりが丘の各連

市職員募集の職種・受験資格・採用予定者数等

わたしの見てある記  
 市長 野崎重弥

わたしの見てある記  
 市長 野崎重弥